

令和8年1月5日
株式会社 但馬銀行

投資信託商品の取扱開始について

株式会社 但馬銀行は、お客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えするため、令和8年1月5日(月)から下記のとおり新たな投資信託商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

一、新規取扱商品

商 品 名	商 品 分 類	運 用 会 社
<u>あおぞら・新グローバル分散ファンド (限定追加型) 2026-01 【愛称：ぜんぞう 2601】</u>	追加型投信／内外／資産複合	あおぞら投信株式会社

※ 投資信託商品の概要については、上記商品名をクリックしてご覧いただけます。

投資信託に関する留意点については、別紙にてご確認ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 相談ダイヤル 0120-164-230
受付時間／平日 9:00~17:00
(ただし、銀行休業日を除く)

投資信託に関する留意点

- 投資信託は、預金保険・保険契約者保護機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身が負担することとなります。
- 投資信託には、主に次の手数料等がかかります。
 - ①お申込時

【申込手数料】	取得申込日または取得申込日の翌営業日の基準価額に対して 最高 3. 85% (税込)
---------	---
 - ②保有期間中

【信託報酬】	純資産総額に対してファンド毎に定める料率を乗じて得た額 ※運用状況等により変動する投資信託もあり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
--------	--
 - ③換金時

【信託財産留保額】	換金申込日または換金申込日の翌営業日の基準価額に対して最高 0. 5% ※ファンドによっては、信託財産留保額が必要ないものもあります。 ※手数料等は上記①～③の合計額となりますが、お申込金額、保有期間等により異なるため合計額を表示することができません。
-----------	--
- 但馬銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託ご購入の際は契約締結前交付書面（投資信託説明書〈交付目論見書〉）により必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 契約締結前交付書面（投資信託説明書〈交付目論見書〉）は当行本支店にご用意しております。

〈販売会社〉

商 号 等：株式会社 但馬銀行（登録金融機関）登録番号 近畿財務局長（登金）第 14 号
加入協会：日本証券業協会